マイナンバー制度の概要

マイナンバー制度は、複数の機関に存在する特定の個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための基盤(インフラ)である。

個人番号

■ 市町村長は、住民票コードを変換して得られる個人番号指定し、 通知カードにより本人に通知

個人番号カード

- 市町村長は、申請により、顔写真付きの個人番号カードを交付
- 個人番号カードは、本人確認や番号確認のために利用

法人番号

- 国税庁長官は、法人等に、法人番号を指定し、通知
- 法人番号は原則公開され、民間での自由な利用が可能

個人情報保護

- 法定される場合を除き、特定個人情報の収集・保管を禁止
- 国民は、マイナポータルで、情報連携記録を確認
- 個人番号の取扱いを監視・監督する特定個人情報保護委員会を設置
- 特定個人情報ファイル保有前の特定個人情報保護評価を義務付け

情報連携

■ 複数の機関間において、それぞれの機関ごとに個人番号やそれ以外 の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、相互に活用す る仕組み

個人番号の利用分野				
社会保障分野	年金分野	年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用		
	労働分野	雇用保険等の資格取得·確認、給付を受ける際に利用 ハローワーク等の事務等に利用		
	福祉・医療・ その他分野	医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続に利用 福祉分野の給付を受ける際に利用 生活保護の実施等に利用 低所得者対策の事務等に利用		
税分野		国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載 当局の内部事務等に利用		
災害対策分野		被災者生活再建支援金の支給に関する事務に利用 <u>被災者台帳の作成に関する事務に利用</u>		

▶ 上記の他、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務で あって条例で定める事務に利用(第9条第2項)。

個人番号の利用範囲

⇒年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。 別表第一(第9条関係) 年金分 ○国民年金法、厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する事務 ○国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法による年金 である給付の支給に関する事務 野 〇確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務 等 ○独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給に関する事務 労 働 ⇒雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。ハローワーク等の事務等に利用。 ○雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務 社 分 ○労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務 野 会保障分野 ⇒医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等 低所得者対策の事務等に利用。 福 祉 〇児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務 〇母子及び寡婦福祉法による資金の貸付け、母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務 医療 〇障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する事務 〇特別児童扶養手当法による特別児童扶養手当等の支給に関する事務 そ 〇生活保護法による保護の決定、実施に関する事務 の ○介護保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 他 ○健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律による 分 保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 野 ○独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務 等 ○公営住宅法による公営住宅、改良住宅の管理に関する事務

税分野

⇒国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等に利用。

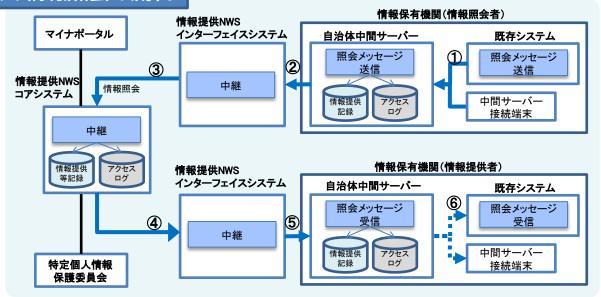
災害対策 分野

⇒被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用。

上記の他、社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務であって地方公共団体が条例で定める事務に利用。

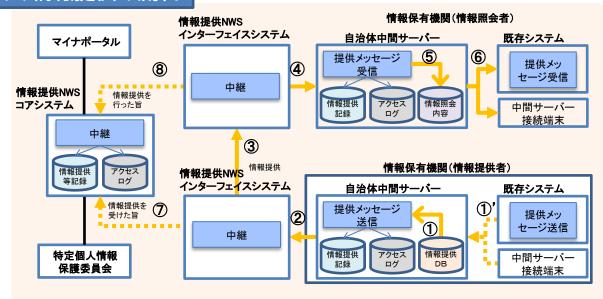
情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携の流れ(概要)

(1)情報照会の流れ



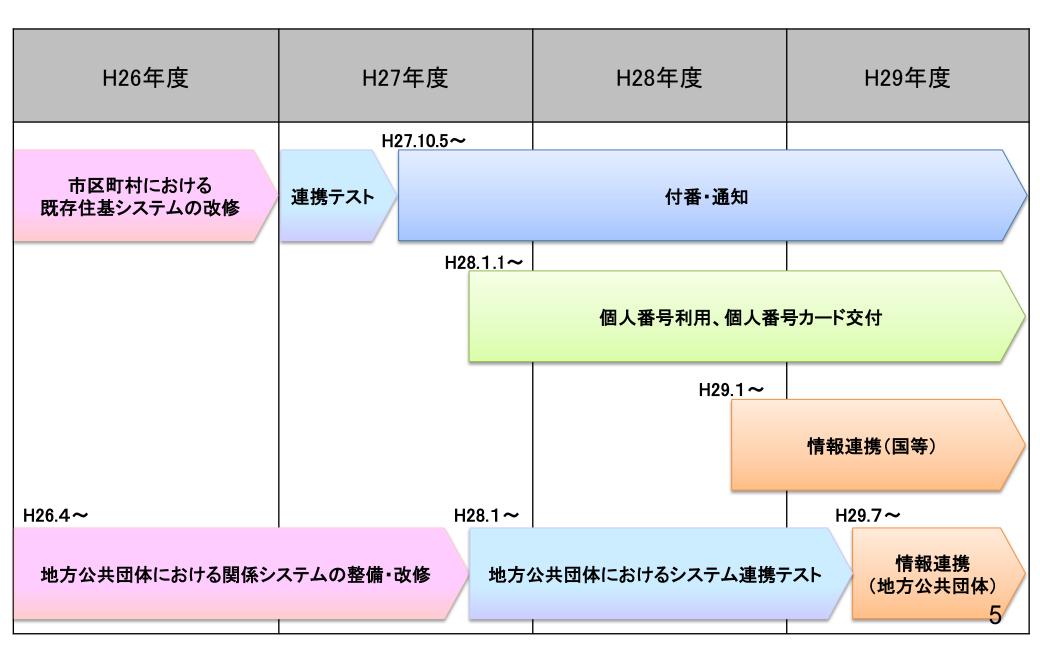
- ①情報照会者は既存システム等から 照会メッセージ(団体内統合宛名 番号で照会)を自治体中間サー バーに送信
- ②自治体中間サーバーにおいて団体 内統合宛名番号から機関別符号 に変換し、インターフェイスシステムを通じて情報照会を実施
- ③④情報提供ネットワークシステムで 機関別符号を変換し、情報提供者 に照会メッセージを送信

(2)情報提供の流れ



- ①情報提供者は、(1)の処理により受け付けた照会メッセージについて、 自治体中間サーバーの情報提供 DBから提供メッセージを作成(自動応答を基本)
- ③情報提供者は、情報提供者のインターフェイスシステムを通じて、情報照会者のインターフェイスシステムに提供メッセージを暗号化し送信
- ⑤情報照会者は、自治体中間サー バーで提供メッセージを受信

社会保障・税番号制度に係るスケジュール



住民基本台帳カード、個人番号カード、通知カード

	住民基本台帳カード	個人番号カード	通知カード	
1 様式	世界基本合領カード	## 参り 花子 **********************************	通知カード WAMO 1234 5678 9012 ER 参与化子 ER ◇○R ■ 市内公町○丁目○番地 VY (P) THE SA SA SIBE	
2 作成·交付	〇即日交付又は窓口に2回来庁	〇通知カードとあわせて個人番号カードの交付申請書を送付し、申請は郵送で受け付けるため、市町村窓口へは1回来庁のみ(顔写真確認等)を想定	○全国民に簡易書留にて送付す るため、来庁の必要なし。 	
	〇人口3万人未満は委託可能	〇全市町村が共同で委任	〇全市町村が共同で委任	
	〇手数料:1000円が主 (電子証明書を搭載した場合)	〇手数料:無料(電子証明書含む)	○手数料:なし	
	〇交付事務は自治事務	〇交付事務は法定受託事務	〇交付事務は法定受託事務	
3 有効期間	〇発行日から10年 ※電子証明書(署名用)は3年	○発行日から申請者の10回目の誕生日まで (ただし、20歳未満の者は容姿の変化が大きい ため、申請者の5回目の誕生日まで) ※電子証明書(署名用・利用者証明用)は発行 日から5回目の誕生日まで	Oなし 	
4 利便性	〇身分証明書としての利用が中心	○身分証明書としての利用 ○個人番号を確認する場面での利用(就職、転職、出 産育児、病気、年金受給、災害等) ○市町村、都道府県、行政機関等による付加サービス の利用 ○電子証明書による民間部門を含めた電子申請・取引 等における利用	〇個人番号カードの交付を受けるまで の間、行政機関の窓口等で個人番号 の提供を求められた際に利用可能 (番号法に基づく本人確認のために は、通知カードのほか主務省令で定 める書類の提示が必要。)	

個人番号カードには 公的個人認証サービスが格納されます。



公開鍵暗号方式

公的個人認証サービスが採用する暗号方式。秘密鍵と 公開鍵はペアとなっており、<u>片方の鍵で暗号化されたも</u> のは、もう一方の鍵でしか復号できない性質をもつ。

署名用電子証明書(既存)

(性質)

インターネットで電子文書を送信する際などに、署名用電子証明書を用いて、文書が改ざんされていないかどうか等を確認することができる仕組み

(利用局面)

e-Taxの確定申告等、文書を伴う電子申請等に利用される。

(利用されるデータの概要)



※電子署名法(平成12年法律第102号)の「電子署名」に該当し、 同法第3条による「真正な成立の推定」の対象になり得る。



署名用 秘密鍵

- ※ カードの中の格納された領域から外に出ることがない
- ※ 秘密鍵を無理に読みだそうとすると、 ICチップが壊れる仕組み

電子証明書のイメージ



※基本4情報を記録

利用者証明用電子証明書(新規)

(性質)

インターネットを閲覧する際などに、利用者証明用電子証明書(基本4情報の記載なし)を用いて、利用者本人であることのみを証明する仕組み

(利用局面)

マイナポータルのログイン等、本人であることの認証手段として利用される。

(利用されるデータの概要)

利用者証明





利用者証明用 秘密鍵

- ※ カードの中の格納された領域から外に出ることがない
- ※ 秘密鍵を無理に読みだそうとする と、ICチップが壊れる仕組み



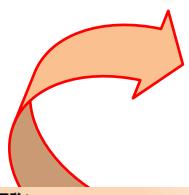
※基本4情報の記録なし

7

マイナポータルの名称決定

マイナンバー制度の導入に併せて新たに構築する個人ごとのポータルサイト「マイポータル/マイガバメント(仮称)」を、マイナちゃんにちなみ「マイナポータル」とすることに決定しました。

マイポータルの機能や、これまでマイガバメントで提供するとしていた官民横断的なワンストップサービスなどを一体的に提供する個人ごとのポータルサイトとして、より親しみを感じられるよう「マイナちゃん」の名前にちなみ「マイナポータル」としました。



マイガバメント(仮称) ※世界最先端IT国家創造宣言 マイポータルを活用し利便性の高いオンラインサービスをPCや 携帯端末など多様なチャンネルで利用可能に

マイポータル(仮称) ※マイナンバー法附則に基づく マイナンバーに係る情報表示や行政サービスを提供

①自己情報表示

行政機関などが持っている自分の特 定個人情報について確認する機能

③ブッシュ型サービス

一人ひとりに合った行政機関などからのお知らせを表示する機能

②情報提供等記録表示

自分の特定個人情報をいつ、誰が、なぜ 情報提供したのかを確認する機能

●ワンストップサービス 行政機関などへの手続を一度で済ま せる継能



マイナポータル

平成29年1月以降順次サービス開始予定

①自己情報表示 自治体などが保有する自らの特 定個人情報の閲覧 ②情報提供等記録表示 国や自治体などの間の特定個人 情報のやり取りの記録の閲覧

③お知らせ情報表示 自治体などからの予防接種や年 金、介護などの各種のお知らせ の受け取り ④ワンストップサービス 引っ越しなどライフイベントに 関する手続きの官民横断的なワ ンストップ化

グライス書箱 行政機関や民間事業者などから 支払証明書などの各種電子デー

グ ⑥電子決済サービス 納税や社会保障などの決済を キャッシュレスで電子的に行う サービス

ねんきんネット

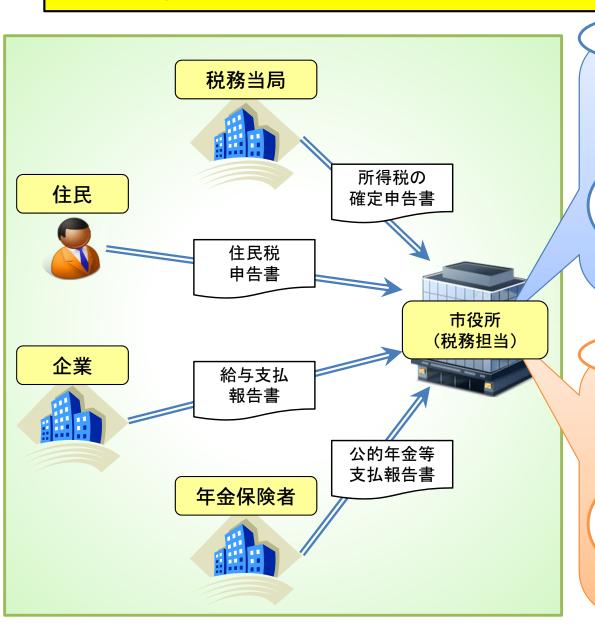
タを受領し活用する仕組み

e-Tax

連携先は今後eLTAX等 に順次拡大する予定

税分野における番号の利用例

市役所が個人住民税の賦課計算を行う場合に、納税者の所得情報を正確かつ効率的に把握できるようになります。



現状

各機関から提出される資料を、「氏名・住所・生年 月日」をキーとして、名寄せを行っている。

同姓同名の者がいたり、年度途中に引っ越しを行った者がいたりと、同一人であることの識別に手間がかかり、正確かつ効率的な名寄せが困難。



番号導入

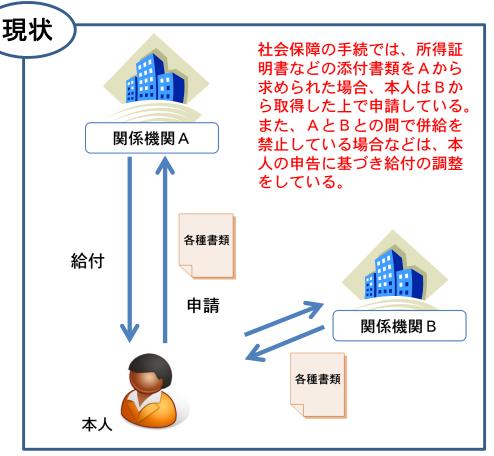
今後

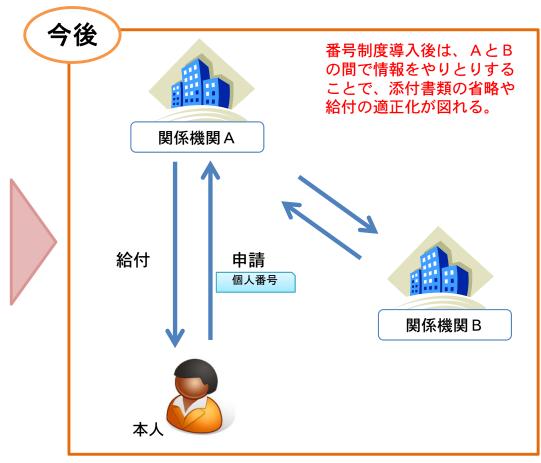
各機関から提出される資料に記載されることとなる「個人番号」をキーとして、名寄せを行う。

個人番号は唯一無二のものであり、 同一人であることを確実に識別する ことができるので、正確かつ効率的な 名寄せが可能。



社会保障分野における番号の利用例





① 所得証明書等の添付省略

→国民年金保険料の免除、児童扶養手当の支給、高額療養費の決定 等

② 住民票の添付省略

→未支給年金の請求、児童扶養手当の支給申請、雇用保険における未支給の失業等給付の申請等

③ 異なる制度間における給付調整の確実性の向上

→傷病手当金の支給申請者に関する障害厚生年金等の給付状況の確認 等

個人番号カードでできること

個人番号を証明する書類として





窓口

番号法施行後は、就職、転職、出産育児、病気、年金受給、災害等、多くの場面で個人番号の提示が必要となる。

○個人番号を証明する書類として 個人番号カードを提示



○所得把握の精度向上○公平・公正な社会を実現

券面

各種行政手続のオンライン申請



マイナポータルへのログインを はじめ、各種の行政手続の オンライン申請に利用できる。 ○電子申請(e-Tax等)の利用 ○行政からプッシュ型の情報(お知らせ)を取得



〇行政の効率化

〇手続き漏れによる損失の回避

電 子 証明書

本人確認の際の公的な身分証明書として







様々な場面

◇個人番号の提示と本人確認が同時に必要な 場面では、これ1枚で十分。唯一のカード。

◇金融機関における口座開設、パスポートの新規発給、フィットネスクラブの入会など、様々な場面で活用が可能。

なりすまし被害の防止

券面

電 子証明書

各種民間のオンライン取引/口座開設



オンラインバンキングをはじめ、各種の民間のオンライン取引に利用できるようになる。

○インターネットにおける不正アクセスが多発 →公的個人認証サービスの民間開放○インターネットへの安全なアクセス手段の提供



オンラインバンキング等を 安全かつ迅速に利用

> 電子 証明書

付加サービスを搭載した多目的カード

- ■市町村等~印鑑登録証、図書館カード等として利用可能
- ■国~健康保険証、国家公務員身分証の機能搭載を検討中





将来的には様々なカードが 個人番号カードに一元化

券面 た ア

またけアプリ

電 証明書

コンビニなどで各種証明書を取得



現在、約100市町村(国民の約2割)が利用できる。アンケート調査によると、今後、約800弱の市町村が導入予定(国民の約8割)。

〇コンビニ等において住民票、 印鑑登録証明書などの公的な



○住民の利便性向上 ○市町村窓口の効率化

アプリ



(参考)個人番号カードの普及・利活用に係る政府の方針(1/3)

「世界最先端IT 国家創造宣言」(平成26年6月24日閣議決定)の変更

(平成27年6月30日閣議決定)

- Ⅲ. 目指すべき社会・姿を実現するための取組
 - 4. IT を利活用した公共サービスがワンストップで受けられる社会
 - (1) 安全・安心を前提としたマイナンバー制度の活用
 - ② 個人番号カードの普及・利活用の促進

2016年1月から国家公務員身分証との一体化を進め、あわせて、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人等の職員証や民間企業の社員証等としての利用の検討を促す。また、2017年度以降の個人番号カードのキャッシュカードやデビットカード、クレジットカードとしての利用やATM等からのマイナポータルへのアクセスの実現に向けて、個人情報の保護や金融犯罪の防止等が十分確保されることを前提に、民間事業者と検討を進める。また、2017年7月以降早期に医療保険のオンライン資格確認システムを整備し、個人番号カードを健康保険証として利用することを可能とするほか、印鑑登録者識別カードなどの行政が発行する各種カードとの一体化を図る。加えて、各種免許等における各種公的資格確認機能を個人番号カードに持たせることについて、その可否も含めて検討を進め、可能なものから順次実現する。

そして、個人番号カードの公的個人認証機能について、2017年中のスマートフォンでの読み取り申請の実現や、2019年中の利用者証明機能のスマートフォンへのダウンロードを実現すべく、必要な技術開発及び関係者との協議を進める。

自動車検査登録事務では、2017年度にワンストップサービスを抜本拡大し、個人番号カードの公的個人認証機能の活用や提出書類の合理化等を進める。

また、個人番号カードにより提供されるサービスの多様化を図るために、個人番号カードを利用した、住民票、印鑑登録証明書、戸籍謄本等のコンビニ交付について、来年度中に実施団体の人口の合計が6千万人を超えることを目指す。更に、住民票を有しない在留邦人への個人番号カードの交付や、海外転出後の公的個人認証機能の継続利用等のサービスの2019年度中の開始を目指し、検討を進める。

③マイナポータルの構築・利活用

個人番号カードの公的個人認証機能を活用し、官民で連携した仕組みを設け、電子私書箱機能を活用した官民の証明書類の提出や引っ越し・死亡等に係るワンストップサービスや、テレビ・スマートフォン等を活用した電子的な行政手続等への多様なアクセスを、2017年1月のマイナポータルの運用開始に合わせて順次実現する。

④個人番号カード及び法人番号を活用した官民の政府調達事務の効率化

法人の代表者から委任を受けた者が、対面・書面なく電子申請・電子契約等を行うことを可能とする制度的措置及びシステム構築に向けた検討を行い、個人番号カード及び法人番号を用いて、政府調達に関する入札参加資格審査から契約までの一 12 12

(参考)個人番号カードの普及・利活用に係る政府の方針(2/3)

「世界最先端IT 国家創造宣言 工程表」改定

(平成27年6月30日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定)

2. ITを利活用したまち・ひと・しごとの活性化による活力ある社会

- (1)地方創生IT 利活用促進プランの推進
- 〇国・地方公共団体におけるIT利活用に係る行政サービスの向上
- ・ 法人の代表者から委任を受けた者が、対面・書面なく電子申請・電子契約等を行うことを可能とする制度的措置及びシステム 構築に向けた検討を行い、個人番号カード及び法人番号を用いて、政府調達に関する入札参加資格審査から契約までの一貫 した電子化を2017年度から順次開始する。また、入札資格情報や調達情報の国・地方公共団体間での共有や、調達情報の取 得を容易にすることで、民間事業者による参入を促進するべく、2017年度から順次地方公共団体で上述システムの利用を可能 とする。
- ・ 地域の企業等における国・地方公共団体等との契約・手続きに関し、その書類作成・送付・立ち合い等の負担を軽減するため、 個人番号カード及び法人番号等を活用して、国・地方公共団体等に関し横断的に資格審査・入札・契約を電子的に処理し得る 環境を整備する。
- ○農林水産業・観光業分野等における事例の収集とガイドラインの検討等
- ・マイナンバー制度の導入を見据え、複数分野のサービス等の連携、新たな社会サービスの創出のインフラとなる公的個人認証サービスの活用を推進する。
- 4. ITを利活用した公共サービスがワンストップで受けられる社会
 - (1)安全・安心を前提としたマイナンバー制度の活用
- ○マイナンバー制度の導入
- 2015年10月より個人番号(以下、マイナンバー)・法人番号の付番・通知を行い、2016年1月より利用を開始する。
- ○マイナポータルの構築・利活用
- ・ 国民の利便性の向上や安全・安心の確保の観点から、情報通信に係る市場・技術の動向を踏まえ、スマートフォン、タブレット端末やテレビ等、利用チャネル及び認証手段の拡大に向けた検討を行う。特にCATVについては、次世代セットトップボックス等への個人番号カードの読み取り機能の実装に向けた取組を推進する。

(参考)個人番号カードの普及・利活用に係る政府の方針(3/3)

〇個人番号カードの普及・利活用の促進

- 2016年1月より、個人番号カードの交付を開始する(電子証明書を含めて初回交付無料)。なお、交付に当たっては、顔認証システムも補助的に活用する。
- ・ 2016年1月から国家公務員身分証との一体化を進め、併せて、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人等の職員証や 民間企業の社員証等としての利用の検討を促す。
- ・ 2017年度以降の個人番号カードのキャッシュカードやデビットカード、クレジットカードとしての利用やATM 等からのマイナポータルへのアクセスの実現に向けて、個人情報の保護や金融犯罪の防止等が十分確保されることを前提に、民間事業者と検討を進める。
- ・ 2017年7月以降早期に医療保険のオンライン資格確認システムを整備し、個人番号カードを健康保険証として利用することを 可能とする。
- 印鑑登録者識別カード等の行政が発行する各種カードとの一体化等、市町村による独自利用の推進を図る。
- 各種免許等における各種公的資格確認機能を個人番号カードに持たせることについて、その可否も含めて検討を進め、可能なものから順次実現する。
- ・ 個人番号カードの公的個人認証機能について、2017年中のスマートフォンでの読み取り申請の実現や、2019年中の利用者 証明機能のスマートフォンへのダウンロードを実現すべく、必要な技術開発及び関係者との協議を進める。
- ・ 個人番号カードを利用した、住民票、印鑑登録証明書、戸籍謄本等のコンビニ交付等を利用できる地方公共団体・事業者を 拡大するとともに、対象手続きの拡大について検討を行い、2016年1月以降、順次、拡大を行い、コンビニ交付について2016年 度中に実施団体の人口の合計が6千万人を超えることを目指す。
- ・ 住民票を有しない在留邦人への個人番号カードの交付や、海外転出後の公的個人認証機能の継続利用等のサービスの 2019年度中の開始をめざし、検討を進める。
- ・ 公的な身分証明書として、2016年1月までに、法令に基づくものを含め、官民の様々な本人確認を要する場面において本人 確認手段として利用できるよう、取扱上の留意点を含め、調整・周知を行う。
- ・ 個人番号カードで利用できる公的個人認証サービスについて、2016年1月より、署名用電子証明書の有効期間を発行後の5回目の誕生日までに延長するとともに、利用者証明用電子証明書を導入する。また、対面・書面に代わるものとして、当該サービスを利用した行政手続き等の拡大・見直しについて検討を行い、2016年1月以降、順次、実施するとともに、署名検証者の、金融機関や医療機関、CATV事業者等の民間事業者への拡大に向け、民間におけるユースケースの明確化に係る実証、民間事業者への利用の働きかけ等を行う。
- ・ 自動車検査登録事務では、2017年度にワンストップサービスを抜本拡大し、個人番号カードの公的個人認証機能の活用や提 、出書類の合理化等を進めるための検討を行う。